

令和3年度

事業報告書

社会福祉法人 晴陽会

基本理念

「施設は利用者のために… 法人は地域のために…」

私たちは「寄り添う」ことから始める。辛さや痛みを共感し、「安心感」と「心の笑顔」を第一に支援を行う。

法人の事業

【第一種社会福祉事業】

障害者支援施設の経営

【第二種社会福祉事業】

- 障害福祉サービス事業の経営
- 特定相談支援事業の経営
- 生計困難者に対する相談支援事業の経営

【公益事業】

- 障害者日中一時支援事業の経営

○はじめに

社会福祉法第 24 条第 1 項「社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び透明性の確保を図らなければならない」とあります。また、第 2 項において「社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うにあたっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように務めなければならない」と責務が定められています。

このことから社会福祉法人晴陽会は、自主的・自立的な経営のもと、社会福祉事業を中心とした質の高い福祉サービスを提供するとともに利用者（障害者）一人ひとりの権利と尊厳を守ります。また、地域貢献活動を通して、地域に暮らす人たちから真に信頼される社会福祉法人を目指します。

私たち社会福祉法人晴陽会の役職員は、以下の事項を常に念頭に置き、法人経営にあたります。

□公益性

個人が人として尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい安心のある生活が送れるよう支援していきます。

□継続性

利用者のニーズの多少に関わらず、個人に必要なきめの細かい福祉サービスを継続して提供していきます。

□透明性

公的な負担（税金）によって行われる事業であることを自覚し、積極的な情報開示、情報提供等を行っていきます。

□倫理性

公正、誠実な倫理観に基づく法人経営を行います。

□非営利性

事業経営で得た成果は、社会福祉事業の発展や地域の生活課題や福祉事業に還元し、地域福祉の充実に努めます。

□開拓性

制度の狭間、制度化されていないニーズに対し、先駆的に対応するとともに、制度化に向けた働きかけを行います。

□組織性

良質な福祉サービス、地域の課題やニーズに応えられる人材育成及び組織の強化を図っていきます。

□主体性

民間社会福祉法人としての自主性・自立性を発揮し、理事各々が自らの意志、考え、判断によって事業に取り組んでいきます。

□機動性

地域の福祉課題・ニーズ及び制度の変化に素早く対応して行きます。

☆中長期計画（目標）

1. 利用者支援の充実

『人権と主体性の尊重』

【長期ビジョン】

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利を擁護するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスを提供する。

【中期目標】

○自己決定と選択の尊重

利用者の意見を最大限に取り入れ、適切なアセスメントを行い、利用者にとって最善の利益となる信頼性の高いサービスを提供する。

具体的な取り組みがなされていないので「お題目」になっている。令和4年5年にかけて、担当理事（鈴木理事）のもと、改めてアセスメントを行い、各専門職と協議のうえ自己決定を尊重した良質な個別支援計画を作成する。

○権利擁護（適切な支援の推進）

行動制限が日常化することが虐待への第一歩となることを意識し、虐待防止対策強化のため、権利擁護推進委員会において、身体拘束等の適正化を踏まえた指針の整備、研修実施等の取り組みを行う。

本年度虐待案件があり、市町村からの調査が入った。虐待とは認定されなかったが、権利擁護に対して改めて職員間の意識の統一が必要である。権利擁護推進委員会の活動がみえてこない。

○安心安全と事故防止

質の高いサービス提供が利用者の安心・安全の確保につながる。リスクマネジメント委員会により、職員の危機管理の意識と「質」の向上に向けた取り組みを行う。

リスクマネジメント委員会を立ち上げたが、指針を検討するにとどまった。マニュアルの見直し・周知、事故要因の分析及び対策等まだまだ取り組みが進んでいない。

○快適な生活環境の実現

一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供するため、プライバシーの確保、生活環境について検討し、よりよい環境の実現に取り組む。

生活環境についての検討すらなされていない。検討の場が明確にされていないこと原因である。次年度は「サービス委員会」を中心に検討する。

『サービスの質の向上』

【長期ビジョン】

常に利用者の意向や意志を尊重するとともに、利用者の立場に立った個別支援計画等を立案し、計画に沿った良質かつ適切な福祉サービスを提供する。

【中期目標】

○第三者サービス評価の受審及び再受審

福祉サービス第三者評価の再度受審をおこない、問題点を把握しサービスの質の向上に結び付けるとともに、利用者の適切なサービス選択を資するための情報を提供する。

入所支援部のみ受審した。評価の低い項目を是正・改善することでサービスの向上の一助としたい。

○個別支援計画の充実

利用者及びその保護者の意向、利用者の適正、障害の特性等を踏まえた個別支援計画の作成と、適切なサービス内容について検討し、利用者が心豊かな生活が送れるよう支援を行う。

具体的な取り組みがなされていないので「お題目」になっている。令和4年5年にかけて、担当理事（鈴木理事）のもと、改めてアセスメントを行い、各専門職と協議のうえ自己決定を尊重した良質な個別支援計画を作成する。

○サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

事業所ごとの求められる提供サービスに応じた、環境（空間）、設備、人員等を整えるとともに、専門的な知識や高度な技術によるサービスを提供できる環境整備に取り組む。

専門的な知識や高度な技術によるサービスを提供できる環境整備には程遠く、専門性の向上から始める。

○食事形態等への個別対応と栄養マネジメント

利用者の咀嚼・嚥下機能に応じて口腔ケア等（歯科衛生士による技術助言）を実施することで機能低下を防ぐとともに、機能にあった食事形態で提供する。また、栄養ケア・マネジメントにより利用者の栄養状態、健康状態の改善に取り組む。

まずは管理栄養士の配置を検討すべき段階にある。

○業務の効率化と専門化

ICT（情報通信技術）、AI（情報技術）、ロボットの利用促進による効率化、業務分担による専門化を行い、直接支援の充実に取り組む。

サイボーズの導入による効率化を図っているが、十分な利用ができていないのが現状である。全ての職員が使いこなせるようにすることが課題である。

2. 地域支援と共生社会の構築

『地域貢献』

【長期ビジョン】

地域における多様な地域課題に主体的に関わり、様々な関係機関や個人との連携、協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進する。また、地域の協議会に積極的に参画し、地域のネットワークを確立する。

【中期目標】

○みやざき安心セーフティネット事業の活用

平成 29 年度から始まった「みやざき安心セーフティネット事業」の対象者への迅速かつ適切な対応を行う中で、法人間、関係機関との連携を構築し、課題の解決に努める。

また、調整会議等を定期的に開催し、地域の課題を見いだすとともに、生活困難者等への支援を行う。

地域福祉部からの報告のとおり。

○西都市社会福祉法人協働型地域貢献支援事業への積極的参画

西都市内の社会福祉法人が協働して地域の問題の解決や生活困難者への支援を行っていくことで、地域共生社会の構築に積極的に関与していく。

コロナの影響で西都市社会福祉法人連絡協議会の活動は制限されたが、フードバンク事業については、多くのニーズに応えることができた。法人としては、次年度完成する喫茶店を拠点に地域の溜まり場を創設していく。

○「フリースペースうからや」を通して

地域の資源として活用していただくよう設備面の充実に取り組む。また、緊急時の駆け込み寺的機能を備えるとともに、放課後の児童に対して学習支援も行っていく。

フリースペースうからやの建て替えを行った。コロナの影響で利用回数は減少したが、今後も地域の資源として活用していく。

○地域貢献活動の推進

地域における社会資源としての法人機能等の提供。さらに、法人間の連携強化・ネットワークづくりを行い、「地域のために（共に）」に取り組む。

前述のとおり、喫茶店を地域の何でも「相談できる窓口」とし、地域貢献の出発点としたい。

3. 健全な財務規律の確立と実効性のある組織体制の構築

『事業運営の透明性の向上』

【長期ビジョン】

財源の負担者である国民から信頼や協力が得られるよう、「見える化」を積極的に推進する。また、公益性の高い事業活動を推進することで、信頼性・実効性のある組織を構築するとともに健全な財務規律を確立する。

【中期目標】

○経営状況の公表

WAM ネットやホームページ等を活用して、法人の事業計画・事業実績・公益的取り組みの実施状況や財務情報等公表が必要な情報について広く地域に発信する。また、苦情相談の内容や福祉サービスに関する自己評価、福祉サービス第三者の結果をホームページに公表し、福祉サービスの質の向上に積極的に取り組み姿勢を地域にアピールする。

今後も継続し、社会福祉法人としての信頼を高めていく。

○健全な財務規律

各理事が担当する収支（経営）状況を適切に把握し、収益の確保と健全な支出、将来を

見通した計画的な事業運営を行う。

次年度より、理事各々が担当する事業や部署の年度事業計画を立案作成し、責任をもって遂行するように変更する。

○社会福祉充実計画

社会福祉充実残額が発生した場合には、適切に社会福祉充実計画を作成し、所轄官庁へ提出する。

本年度は「社会福祉充実残額」は発生しなかった。

○中長期計画に基づく資金計画

中期事業計画・長期事業計画に基づき改修・改築・施設整備等資金計画を作成し、将来を見通した計画的な財務管理を行う。

本年度フリースペースうからやの建て替えを行った。次年度は喫茶棟とGH3棟を建設する。法人の資金投入と銀行借入を行うが、令和24年度に完済し、現在の経営状況で推移すれば令和10年には法人負担分を補填できる。

○理事の業務確立と職務権限の明確化

理事の権限を明確にし、各部署の責任者として事業が健全かつ効率的に運営を行うとともに、課題や問題点の解決を行う。また、福祉サービスの充実、地域課題・ニーズへ対応できる体制を構築する。

次年度より、理事各々が担当する事業や部署の年度事業計画を立案作成し、責任をもって遂行するように変更する。

○組織機能の確立

理事会、評議員会、理事、監事及び評議員が各々の役割を認識し、法人経営と各事業のチェック機能と相互牽制機能を果たす。

次年度より、理事各々が担当する事業や部署の年度事業計画を立案作成し、責任をもって遂行するように変更する。また、理事会義を定期的に行い、進捗状況等の確認を行う。

○拠点区分ごとの自立した事業実施体制の確立

加算申請から請求の一連の事務と職員の勤怠管理等を拠点区分ごとに確立することで、責任性と主体性の醸成をはかる。

本年度より取り組んでいるが、より正確性の向上に努める。

4. 事業継続による生活の確保・維持

『事業の継続』

【長期ビジョン】

感染症や災害の発生時においても、障害者やその家族等及び地域の生活を支えるために、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する。

【中期目標】

○感染症対策の強化

「感染リスクとの共存」の意識を持ち、感染症への正しい知識・情報を収集し、マニユ

アルの策定、職員研修、施設設備等を実施する。

感染症マニュアルを作成したので職員への周知を行っていく。

○事業継続に向けた取り組みの強化

事業継続のための事業の優先順位、人員体制の確保、備蓄物資等をBCP策定で明確にするとともに、的確な避難所運営のための訓練等を行っていく。

リスクマネジメント委員会でBCP/BCMの見直しを行うはずであったがなされていない。最優先事項として次年度は取り組む。

○職員へのメンタルヘルス支援

非常災害時に対応する職員のために、法人内の応援体制の確立、衛生用品備蓄による安全な環境、産業医との連携強化等による負担の軽減を整備する。

BCP/BCMの中で謳うこととするが、まずは見直しを急ぐ。

『非常災害対策の強化』

【長期ビジョン】

自治体や多様な組織・関係者、地域住民と連携し、災害支援ネットワークの構築に取り組む。さらに、災害時に宮崎県災害支援ネットワークの職員応援派遣等の協力体制の構築に取り組む。

【中期目標】

○非常災害対策・地域との連携強化

非常災害対策（計画策定、関係機関との連携、避難訓練等の実施等）を構築し、地域との連携強化のため、地域住民参加型の訓練を実施する。

BCP/BCMの策定と関係機関との連携・訓練はセットとして運用していく。

○ODWAT登録

事業継続と共に地域・災害要支援配慮者への対応が求められており、被災地・避難所等への福祉的支援できる人材育成・体制構築としてDMAT登録を進める。

コロナ感染症クラスターが発生した施設へ職員を派遣した。DMATへの登録はしていない。

5. 職員の確保・育成・定着と業務効率化

『職員確保・育成・定着』

【長期ビジョン】

良質な福祉人材の確保に向け様々な採用手段を講じる。また、働きがいのある、魅力ある職場、働きやすい職場環境を整える。その上にサービス提供の要となる職員の育成に取り組む。

【中期目標】

○人材の確保

ホームページ、パンフレット等での採用広告と説明会等への参加を通して幅広い層から

の人材を募るとともに、法人の理念や地域貢献等の「見える化」を行うことで、社会的信頼の高い「おらが町の社会福祉法人」を目指す。さらに、社会の働き方の変化へ対応していく。

結果として、入所支援部が 1.7 : 1 の職員配置ができたことは喜ぶべきことである。職員の負担軽減と利用者支援向上につながることを期待する。

○人材の育成

法人の理念や方針を明確化し、体系的な研修の機会を確保し、必要なスキル・意識を習得できる研修計画に取り組む。また、資格取得への支援、キャリアパスの仕組みの確立により、将来像を描ける職場づくりを進める。

次年度から法人事務局において研修体系を整えるとともに、研修委員会を設置し研修を行っていく。

○人材の定着

労働災害（メンタルヘルス、腰痛防止等）やハラスメント防止策の職場環境、職員間で「認めあう・感謝しあう」コミュニケーション環境を持つ職場づくりを行い、仕事と生活の両立ができる「働きやすい職場づくり」に取り組む。

ハラスメントについて部課長を対象に研修を行ったが、十分な理解が得られ、改善に至ったかは疑問である。

○業務の効率化

ICTによる支援記録の時間削減、情報分析・共有等によるサービスの質の向上と、ロボットセンサーによる利用者に安全で行動制限に配慮したサービスの提供のため導入を検討・推進する

サイボーズ導入により現時点で効率化が図れたかは疑問であるが、全職員が慣れていかなければ利便性は実感できない。

6. 計画的な改修・改築・施設整備

中長期計画に基づき、以下の修繕等を行った。

【うからの里】

西館浴室の改修

東館屋上補修工事

【うからや】

「フリースペースうからや」の建て替えを行った。

軽量鉄骨造一部2階建て 317.93㎡

総工費： 94,380,000 円

グループホームの併設に向けての具体的な打合せを行った。

☆令和3年度 基本方針

1. 利用者支援の充実

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利を擁護するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスを提供する。また、常に利用者の意向や意志を尊重し、利用者の立場に立った個別支援計画等を立案し、良質かつ適切な福祉サービス・社会参加・作業活動を提供する。

2. 地域支援と共生社会の構築

地域における多様な課題に主体的に関わり、様々な関係機関や個人との連携・協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進する。また、地域の協議会に積極的に参画し、地域のネットワークを確立する。

3. 健全な財務規律の確立と実効性のある組織体制の構築

財源の負担者である国民から信頼や協力が得られるよう、「見える化」を積極的に推進するとともに、負託に耐えうる組織を確立する。また、公益性の高い事業活動の推進及び信頼性の高い経営から健全な財務規律を確立する。

4. 事業継続による生活の確保・維持

緊急時（大規模な感染症発生・災害発生）に、障がい者とその家族等の生活を支える上で欠かせない継続的なサービス提供の構築と、災害発生時に迅速な支援ができる災害支援体制を整備・確立する。

5. 職員の確保・育成・定着と業務効率化

良質な福祉人材の確保に向け「福祉を知る・体験する・情報を得る」手段を講じる。また、「働きがいのある・働きやすい・働き続けられる」職場環境を整える。その上にサービス提供の要となる職員の育成、ICTやAIの利用促進等による効率化を推進し、業務の軽減に取り組む。

6. 計画的な改修・改築・施設整備

利用者の生活状況、機能低下等に応じた設備を充実するとともに、安全で衛生的な環境の整備に取り組む。また、地域貢献の拠点となる場所を整備し、誰でもいつでも立ち寄れる「地域の溜まり場」を創造する。

社会福祉法人晴陽会中長期計画を基に、令和3年度の法人の取組事項は以下の通りとする。

【取組事項】

1 利用者支援の充実

『安心・安全・人権の尊重』

○自己決定と選択の尊重

利用者の意見を最大限に取り入れ、適切なアセスメントを行い、利用者にとって最善の利益となる信頼性の高いサービスを提供する。

自己決定において意思疎通が図れる利用者においては、より理解しやすく、選択しやすい形（現物や写真等）で提示し、利用者の選択の尊重を行った。そのことにより、利用者の願いが最大限に叶うように努めた。意思疎通困難な利用者においては、ご家族の意向や利用者の個性や特性に配慮し、利用者の利益に繋がるように支援を行った。

○権利擁護（適切な支援の推進）

行動制限が日常化することが虐待への第一歩となることを意識し、虐待防止対策強化のため、権利擁護推進委員会において、身体拘束等の適正化を踏まえた指針の整備、研修実施等の取り組みを行う。

夜勤申し送り時には、必ず虐待について考えるように促してきた。その支援に根拠があるか、その支援は説明できるか等を問い、責任ある行動を取るよう指導してきた。しかし前年度は4件の虐待通報があり、支援サービスとは何かを問われた。いずれも虐待ではないと判断されたが、この通報を重きに考えなくてはならない。

虐待防止対策強化のため、権利擁護推進委員会が立ち上がったが、コロナ禍にて年度内は2回の開催になっている。R3年8月24日には「利用者の権利擁護推進に今、私たちに足りないもの、学ぶべきもの」のテーマで権利擁護推進委員にて話し合いを行った。また10月には2件の通報があり、通報内容に対する緊急会議をR3年10月21日に開催し通報内容について協議した。

○安心安全と事故防止

質の高いサービス提供が利用者の安心・安全の確保につながる。リスクマネジメント委員会により、職員の危機管理の意識と「質」の向上に向けた取り組みを行う。

質の高いサービス提供について、2か月に1回開催される各棟、各班の会議にて個別支援計画に基づき、協議した。個別支援計画の進捗状況及び各利用者の細かい支援について各支援員で共有した。また事故報告やひやりはっと報告を検証することで、再発防止等に

も繋げた。またその検証内容は、2 か月に 1 回開催される主任会において、主任により報告することで責任を持って事故やひやりはっとに対処するようにした。

コロナ禍において、リスクマネジメント委員会は開催されていない。

○快適な生活環境の実現

一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供するため、プライバシーの確保、生活環境について検討し、よりよい環境の実現に取り組む。

利用者一人ひとりの個性に応じた居室空間のイメージアップの取り組みを行った。家具や TV の配置の工夫、ソファなどの導入も積極的に実施した。また施設の居室感を払拭するため、支援員が DIY で環境を変えたり、ポスターやのれんを置きより生活感の溢れる空間を作った。活動や余暇などで制作した提示物を廊下等に貼りだし、季節感が感じられるように配慮した。プライバシーの確保においては、2 人ないし個室化の実現、各居室のカーテン設置、トイレのカーテン設置などを実施した。

『サービスの質の向上』

○第三者サービス評価の受診及び再受審

福祉サービス第三者評価の再度受審をおこない、問題点を把握しサービスの質の向上に結び付けるとともに、利用者の適切なサービス選択を資するための情報を提供する。

R3 年 10 月 13 日（水）に第三者評価機関（一般社団法人宮崎県社会福祉士会）にて入所支援部が福祉サービス第三者評価を再受審した。改善が求められる点として、利用者の個性や特性を尊重した居住空間の整備、パンフレットの見直し、利用者の意見や要望を確認できる工夫、職員一人ひとりが同じサービス提供が提供できるように指導する、利用者の地域生活移行の練習等が見えない等の指摘を受けた。指摘された点を精査し、職員の意識向上、利用者、ご家族、あるいは地域の皆様に信頼される施設を目指す。

○個別支援計画の充実

利用者及びその保護者の意向、利用者の適正、障害の特性等を踏まえた個別支援計画の作成と、適切なサービス内容について検討し、利用者が心豊かな生活が送れるよう支援を行う。

担当支援員にて、本人、ご家族からニーズの聞き取りを行い、福祉システム上でアセスメント表に落とし込み、本人、ご家族の気持ちを反映した個別支援計画の原案を作成した。その原案を下にサービス管理責任者と個別に話し合いを持ち、個別支援計画担当者会議を行った。サビ管が作成した原案をもとに担当者との会議を行う個別支援計画担当者会議には関係各課から専門職（看護課、栄養士等）が出席し、意見の集約を行い、個別支援計画書を作成した。個別支援計画に基づき、毎月ケース記録を作成し、サービス管理責任者に提出し個別支援計画の進行状況を把握した。また 6 か月後には中間評価として、再度アセスメント表を作成し個別支援計画の進捗状況を確認し、担当支援員とサービス管理責任者と進行状況や実施状況を話し合い、個別支援計画書の中間評価を行った。またその中間

評価に基づいて、個別支援計画担当者会議を開催した。個別支援計画書作成と同様に、関係各課から専門職が出席し、継続・変更・終了を決定し、各支援員に周知した。

○サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

事業所ごとの求められる提供サービスに応じた、環境（空間）、設備、人員等を整えるとともに、専門的な知識や高度な技術によるサービスを提供できる環境整備に取り組む。

各利用者活動の最低配置人数を確保した人員の配置を行った。入所支援では班活動で新たなサービス（訪問マッサージ、きずな歯科による往診、PT等）を導入し、利用者に対して専門的な知識や高度な技術サービス提供を行った。新型コロナウイルス対応での、感染防止、出勤職員減少等によるユニット活動への変更が多く発生した。ユニット活動での班別活動と同等のサービスの継続提供の重要性を感じた。

○食事形態等への個別対応と栄養マネジメント

利用者の咀嚼・嚥下機能に応じて口腔ケア等（歯科衛生士による技術助言）を実施することで機能低下を防ぐとともに、機能にあった食事形態で提供する。また、栄養ケア・マネジメントにより利用者の栄養状態、健康状態の改善に取り組む。

歯科医師の訪問指導により口腔状況の評価、適切な口腔ケアの方法等の指導を頂いた（月1～2回）。嚥下機能低下による誤嚥性肺炎になる利用者がみられ、歯科医師の助言・指導に基づき、各利用者に合った口腔清掃の用具を使用し、口腔清掃への正しい知識を学び、口腔衛生、口腔機能の維持・向上、誤嚥性肺炎等についても理解を深めた。

○業務の効率化と専門化

ICT（情報通信技術）、AI（情報技術）、ロボットの利用促進による効率化、業務分担による専門化を行い、直接支援の充実に取り組む。

新棟、るりあん棟において、就寝時の見守り強化を目的に「見守りセンサー」を4台導入し、ベッドでの落下防止に努めた。サービス委員会にて年度内の取り組みをICTに特化したものを検討することになっていたが、コロナ禍にて1回の開催にとどまっている。現状、必要な業務改善として記録の課題が挙げられる。業務内で記録する時間を確保するため、端末を用いた記録の方法を検討する必要がある。

2 地域支援と共生社会の構築

○みやざき安心セーフティネット事業の活用

平成29年度から始まった「みやざき安心セーフティネット事業」の対象者への迅速かつ適切な対応を行う中で、法人間、関係機関との連携を構築し、課題の解決に努める。

また、調整会議等を定期的で開催し、地域の課題を見いだすとともに、生活困難者等への支援を行う。

本年度は、6件の支援、金額では348,598円の支援を行った。高鍋総合相談支援セン

ター、西都市社会福祉協議会からの依頼を受け、児湯福祉事務所、西都市福祉事務所、高鍋基幹相談支援センターと連携して支援を行った。定期的な調整会議は設定できなかったが、適宜、会議を行い適切な支援ができた。県社会福祉協議会との連絡調整も適宜行った。相談支援事業所からの生活困窮者の情報を得ることあったが、広く情報収集を行うことできなかった。フリースペースにパンフレットを常設してはいるが、本事業の周知が足りていない。

○西都市社会福祉法人協働型地域貢献支援事業への積極的参画

西都市内の社会福祉法人が協働して地域の問題の解決や生活困難者への支援を行っていくことで、地域共生社会の構築に積極的に関与していく。

コロナの影響で西都市社会福祉法人連絡協議会としての活動はできなかった。フードバンク事業については、相談支援事業と連携し、生活困窮者へ配付するなど、多くのニーズに応えることができた。「みやざき安心セーフティネット事業」では社会福祉協議会と各法人との縦のつながりはあるが、各法人の横のつながりを作っていく必要がある。そのためにも標記事業への積極的参画が必要である。

○「フリースペースうからや」を通して

地域の資源として活用していただくよう設備面の充実に取り組む。また、緊急時の駆け込み寺的機能を備えるとともに、放課後の児童に対して学習支援も行っていく。

コロナ感染防止のため2カ月ほど閉所することはあったが、開所日は10団体により延べ145回の利用があった。利用者からはたくさんのお礼の言葉等をいただき、重宝されている。

児童生徒に対しては、遊び場として開放していたが学習の場への移行を目指し、学習会を計画した。しかしながら、コロナの影響で開催できていない。新設を機に、一般開放の方法を見直し、より多くの方に利用してもらうこと、障害福祉の啓発の場として設営を工夫すること、学習支援場として、周知と運営を工夫していくことが必要である。また、今秋完成する喫茶店と併せて「地域の溜まり場」を創設していく。

3 健全な財務規律の確立と実効性のある組織体制の構築

○経営状況の公表

WAM ネットやホームページ等を活用して、法人の事業計画・事業実績・公益的取り組みの実施状況や財務情報等公表が必要な情報について広く地域に発信する。また、苦情相談の内容や福祉サービスに関する自己評価、福祉サービス第三者の結果をホームページに公表し、福祉サービスの質の向上に積極的に取り組み姿勢を地域にアピールする。

WAM ネットやホームページ等を活用し、法人の事業計画・事業実績・公益的取り組み・福祉サービス第三者評価結果の状況や財務情報等を確実・迅速に公表すると共に、求人情報についても広く継続的に発信した。

○健全な財務規律

各理事が担当する収支（経営）状況を適切に把握し、収益の確保と健全な支出、将来を見通した計画的な事業運営を行う。

各拠点区分（障害者支援施設うからの里・うからの里高鍋事業所・地域福祉）の経営状況・収支状況の報告を行い、事業計画においての取り組み状況や課題の検討等を行った。また、会計事務所による定期的なチェックにより適正な財務管理を行った。

○社会福祉充実計画

社会福祉充実残額が発生した場合には、適切に社会福祉充実計画を作成し、所轄官庁へ提出する。

社会福祉充実計画は発生していない。

○中長期計画に基づく資金計画

中期事業計画・長期事業計画に基づき改修・改築・施設整備等資金計画を作成し、将来を見通した計画的な財務管理を行う。

地域福祉・地域貢献の拠点として整備された「うからや」の老朽化に伴い、「フリースペースうからや」の建替工事を行った。地域社会に信頼され必要とされる社会福祉法人として広く認知されると共に、法人が示す方向性に基づいて事業展開するために健全な収益の確保と将来を見通した事業運営を行っていく。

○理事の業務確立と職務権限の明確化

理事の権限を明確にし、各部署の責任者として事業が健全かつ効率的に運営を行うとともに、課題や問題点の解決を行う。また、福祉サービスの充実、地域課題・ニーズへ対応できる体制を構築する。

理事の権限を明確にする計画を継続してきたが、未だ確立に至らず法人経営と各事業所のチェック機能（福祉サービスの充実・地域課題・地域ニーズ）についても十分に機能していない。常勤理事が各々の責務を果たしていないことが原因として、次年度の最重要課題とする。

○拠点区分ごとの自立した事業実施体制の確立

加算申請から請求の一連の事務と職員の勤怠管理等を拠点区分ごとに確立することで、責任性と主体性の醸成をはかる。

勤怠管理及び、サービス報酬請求は経営に関わる重要な業務として、責任と主体性の醸成を図ったが、業務内容の重要性に温度差があること、また、正確性に欠けていた。各拠点の現状と問題点等を提示し、幹部職員間で共有するよう努めた。

■令和3年度理事会の開催

開催年月日	審議事項	出席者
第1回 R3/3/24	第1号議案 令和3年度収支補正予算(案)について	理事 5名 監事 2名 事務局 1名
第2回 R3/6/4	第1号議案 令和2年度事業報告及び収支決算について 第2号議案 一般相談支援事業の指定申請について 第3号議案 定款変更について 第4号議案 経理規程の変更について 第5号議案 運営規程の変更について 第6号議案 評議員の推薦について 第7号議案 役員(理事・監事)候補者の選定について 第8号議案 評議員選任・解任委員の選任について 第9号議案 評議員選任・解任委員会の開催について 第10号議案 令和3年度定時評議員会の開催について	理事 6名 監事 2名 事務局 1名
第3回 R3/6/21	第1号議案 新理事長の選定について	理事 6名 監事 2名 事務局 1名
第4回 R3/10/1	第1号議案 法人監査実施指導改善報告の提出について 第2号議案 法令遵守規程について 第3号議案 経理規程の変更について 第4号議案 西都市基幹相談支援センターの受託について 第5号議案 給与規程の変更について	理事 6名 監事 2名 事務局 1名
第5回 R3/11/30	第1号議案 令和3年度 第二次補正予算(案)について 第2号議案 「共同生活援助事業所新設に伴う基本財産の処分」について 第3号議案 就業規則の変更について 第4号議案 預り金の取り扱いに係る規定等の変更について 第5号議案 運営規程の変更について 第6号議案 評議員会の開催について	理事 6名 監事 2名 事務局 1名
第6回	第1号議案 定款の変更について	決議の省略

R4/1/28	第2号議案 評議員会の招集事項を決議の省略にて行う	
第7回 R4/3/28	第1号議案 介護職員等処遇改善加算ならびに特定加算一時金の支給について 第2号議案 特例交付金一時金支給について 第3号議案 給与規程の変更について 第4号議案 令和3年度 第三次補正予算(案)について 第5号議案 グループホーム及び喫茶棟新設工事について 第6号議案 令和4年度事業計画(案)ならびに当初予算(案)について 第7号議案 経理規程の変更について 第8号議案 育児・介護休業等に関する規則の変更について 第9号議案 運営規程の変更について 第10号議案 役員賠償責任保険契約について	理事 6名 監事 2名 事務局 1名

■令和3年度評議員会の開催

開催年月日	審議事項	出席者
R3/6/21	第1号議案 令和2年度事業報告ならびに決算に係る計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認について 第2号議案 定款の変更について 第3号議案 樋口和徳氏の理事選任について 第4号議案 入木伸氏の理事選任について 第5号議案 鈴木太樹氏の理事選任について 第6号議案 日高真紀氏の理事選任について 第7号議案 樋口雅一氏の理事選任について 第8号議案 吉野直人氏の理事選任について 第9号議案 野元俊一氏の監事選任について 第10号議案 廣瀬恵氏の監事選任について	評議員 7名 理事 6名 監事 2名
R3/12/17	第1号議案 「共同生活援助事業所新設に伴う基本財産の処分」について 第2号議案 定款の変更について	評議員 7名 理事 6名 監事 2名 事務局 1名
R4/2/14	第1号議案 定款の変更について	決議の省略

■令和3年度評議員選任・解任委員会の開催

開催年月日	審議事項	出席者
R3/6/4	第1号議案 児玉浩氏の評議員選任について 第2号議案 岸上秋子氏の評議員選任について 第3号議案 黒木茂夫氏の評議員選任について 第4号議案 黒木郁雄氏の評議員選任について 第5号議案 井上敏郎氏の評議員選任について 第6号議案 松下恵子氏の評議員選任について 第7号議案 梅田正太郎氏の評議員選任について	選任委員 4名 理事長 1名 理事 1名 事務局 1名

■令和3年度監事監査の開催

開催年月日	審議事項	出席者
R3/5/12	法人監事による監査	廣瀬監事
R3/5/22		野元監事

■令和3年度社会福祉法人指導監査

実施日	監査指摘事項	改善状況
R3/8/5	1 評議員及び役員（理事・監事）の選任手続きについて 【国ガイドライン 1-3-(1)-2】 1-4-(3)-1】 1-5-(2)-2】 評議員や役員（理事・監事）の選任手続きにおいて、各候補者が欠格事由に該当しないこと及び暴力団員等の反社会勢力に属する者ではないことについて確認が行われていないため、今後確認を行うこと。	1 ご指摘のとおり、評議員及び役員（理事・監事）の欠格事由に該当しないことの確認を実施しておりませんでした。上記における確認及び自署による確認書を収集いたします。 別添資料：欠格事由確認書
	2 理事会での書面による議決権の行使について 【国ガイドライン 1-6-(1)-2】 理事が書面により議決権を行使することは認められないが、平成31年1月に書面開催された理事会において、各理	2 ご指摘のとおり、各理事による議決権を行使しておりました。今後このようなことがないように必要に応じて、定款27条2項に定める「議決の省略」に準じて行ってまいります。また、今第4回理事会（令和3年10月1日開

	<p>事が書面により議決権を行使していたため、必要に応じて、定款27条2項に定める決議の省略を行う等、適切な手続きを行うこと。</p> <p>3 附属明細書の作成について 【国ガイドライン Ⅲ-3-(5)-2】 令和2年度決算に係る計算書類附属明細書別紙3(4)「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」が作成されていないため、作成の上、理事会の承認を得られるよう、今後改善すること。また、経理規程に当該明細書に関する規定がないため、整備すること。</p>	<p>催)において議決し、平成31年1月11日に遡って適用するよういたします。</p> <p>添付資料：理事会議事録</p> <p>3 ご指摘のとおり、令和2年度決算に係る計算書類附属明細書別紙3(4)「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」が作成されておりました。作成の上、今理事会において改めて承認を受け提出いたします。また、経理規程においても当該明細書に関する規定を整備いたします。</p> <p>添付資料：議事録、経理規程、附属明細書別紙3(4)</p>
--	---	---

4 事業継続による生活の確保・維持

○感染症対策の強化

「感染リスクとの共存」の意識を持ち、感染症への正しい知識・情報を収集し、マニュアルの策定、職員研修、施設整備等を実施する。

職員会議において「感染リスクとの共存」の意識共有を行い、利用者へのサービス継続の必要性を共有理解した。①マスク着用、②こまめな手指消毒、③定期的な換気の感染防止を徹底し、健康管理委員会において、感染症の情報・ワクチン副反応への対応研修を実施した。また、入所施設においては、ゾーニングのマニュアルを作成し、実際に濃厚接触者・健康観察対象者が発生した場合には、ゾーニング・個人防護具での対応を行った。日中活動・短期入所においては、県内のコロナ感染者の分布圏域に合わせたマニュアルに沿った活動・受け入れを行った。新型コロナウイルスワクチン接種(1回目、2回目)を利用者又は家族(後見人)への同意書を取り実施した。

○事業継続に向けた取り組みの強化

事業継続のための事業の優先順位、人員体制の確保、備蓄物資等をBCP策定で明確にするとともに、的確な避難運営のための訓練等を実施する。

BCPの見直しは行えていない。感染症(新型コロナウイルス)の各種マニュアルを作成し、感染症の発生、分布圏域変化によるサービスの継続(規模)・中止を明確にした。また、個人防護具の着脱訓練を実施した。災害対応としての備蓄物資、感染症対応としての衛生用品の備蓄を行った。今後、BCPの見直しと地域との合同訓練の計画・実施が必要である。

○非常災害対策・地域との連携強化

非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難訓練等の実施等）を構築し、地域との連携強化のため、地域住民参加型の訓練を実施する。

新型コロナウイルスの影響もあり地域との連携・訓練は行えていない。次年度は、BCPの見直しを行い、事業継続計画に沿った地域住民参加型の訓練を計画・実施する。

○DWA T登録

避難所・自宅避難の要配慮者への福祉支援が重要となっている。社会福祉法人を中心に組織されている「災害派遣福祉チーム（DWA T）」の登録を進める。

今年度に新たな登録者はなく、令和2年度に登録を行った5名の職員が今年度の研修・訓練に参加を行った。新型コロナウイルスの影響により訓練も連絡訓練のみの実施であり、参加型の防災訓練は実施されていない。次年度も研修・訓練への参加を行い、登録職員のスキル向上を図るとともに職員への伝達、地域災害対応への協力の在り方を模索していく。

5 職員の確保・育成・定着と業務効率化

○人材の確保

ホームページ、パンフレット等での採用広告と説明会等への参加を通して幅広い層からの人材を募るとともに、法人の理念や地域貢献等の「見える化」を行うことで、社会的信頼の高い「おらが町の社会福祉法人」を目指す。

求人サイト等を活用し幅広い層からの人材を募ることができた。しかし、面接時の業務内容等の説明が不十分なため、入職後に不満を漏らす職員も多々見られた。入職前に、入職希望者が実際に働くイメージをもちやすいよう十分な説明を行うことが必要である。また、業務を細分化し特定の業務に特化した職員を採用していくことが必要である。地域貢献に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により計画していた内容の実施が難しかったため、十分な結果が得られなかった。

○人材の育成

法人の理念や方針を明確化し、体系的な研修の機会を確保し、必要なスキル・意識を習得できる研修計画を行う。また、資格取得への支援、キャリアパスの仕組みの確立により、将来像を描ける職場づくりを進める。

職場外研修は計画に沿って派遣を行ったが、研修受講後の評価や上司からのフィードバックが不十分なため、研修で学んだ内容を業務等に活かしているかの確認ができていない。また、新任職員に対するOJTや育成計画について、部署においては何も取り組んでいないところもあり、法人として各部署が同じ水準で取り組んでいくことが必要である。また、個々のキャリアステージについて上司が面談時に説明を行い、キャリアアップに向けての声掛け・意識付けに努める。

○人材の定着

労働災害（メンタルヘルス、腰痛防止等）やハラスメント防止策の職場環境、職員間で「認めあう・感謝しあう」コミュニケーション環境を持つ職場づくりを行い、仕事と生活の両立ができる「働きやすい職場づくり」に取り組む。

上司が現場を把握できておらず、問題が起きた際に迅速な対応ができなかった。また、職員間の不平不満についても、上司が十分な理解をもつことができなかった。上司が公平な目を持ち、上司自ら相談しやすい雰囲気づくりに努める。

6 計画的な改修・改築・施設整備

中長期計画に基づき、以下の修繕等を行った。

【うからの里】

西館浴室の改修

東館屋上補修工事

【うからや】

「フリースペースうからや」の建て替えを行った。

軽量鉄骨造一部2階建て 317.93㎡

総工費： 94,380,000 円

グループホームの併設に向けての具体的な打合せを行った。

7 苦情・要望等

1 月 日：5月9日（グループホームせろり 苦情）

申出人：利用者ご家族

内 容：電話の転送装置が解除されておらず、ご家族が何度電話をかけてもグループホームに繋がらなかった。

2 月 日：5月28日（うからの里 苦情）

申出人：利用者ご家族

内 容：・家族への報告内容が分りにくい。

・自分の気持ちを伝えるだけでなく、家族の気持ちに配慮して話してほしい。

3 月 日：6月26日（高鍋事業所 要望）

申出人：利用者ご家族

内 容：傘の開閉さえできないので、練習させできるようにしてほしい。

- 4 月 日：6月29日（高鍋事業所 苦情）
申出人：利用者ご家族
内 容：何度も伝えているが、文書の宛先住所の変更がなされていない。
- 5 月 日：7月11日（うからの里 苦情）
申出人：利用者ご家族
内 容：夏用のタオルケットを準備し届けたが、施設を訪問した際、毛布が使用されていた。
- 6 月 日：7月19日（うからの里 苦情・要望）
申出人：利用者ご家族
内 容：息子の支援について明確な内容と方法が伝わってこないし、統一した支援がなされていない。今後は職員と一緒に話し合いながら支援内容と方法をつくりあげたい。
- 7 月 日：8月28日（高鍋事業所 苦情）
申出人：利用者ご家族
内 容：前もって事業所でのワクチン集団接種は行わないと連絡していたにも関わらず、「高鍋事業所でワクチンを接種する」旨の文書が接種券と共に届いたため、父親が町に確認すると「西都病院で接種を行うようです」と憶測で回答したため、不信に思った父親が、事業所に対して「行政と事業所との連携と情報共有はどのようになっているのか」との苦情にいたった。
事業説明会でコロナウィルスの対応について、利用者への感染予防や対応については話があるが、職員に対する制限や感染防止についての説明はなかった。
- 8 月 日：11月中旬（グルーフホームわかば寮 苦情）
申出人：ご利用者
内 容：世話人同士の不仲により、利用者を仲間にとり込むために、相対する世話人の悪口を話したりするので気分が悪くなる。世話人同士仲良くしてほしい。
- 9 月 日：2月16日（高鍋事業所 苦情）
申出人：利用者ご家族
内 容：送迎時に短期入所の利用料を入れておいたが、そのまま戻ってきたことへの苦情
- 10月 日：3月10日（地域福祉部 苦情）
申出人：利用者後見人
内 容：工賃の支払い方法が銀行振り込みになったことの説明がなかった。もしくは不

十分であった。特別給付金10万円の申請について、後見人の許可なく手続きを行ったことに対する苦情。